

○大和高田市マスコットキャラクター使用取扱要綱

平成 21 年 7 月 1 日告示第 68 号

大和高田市マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市のマスコットキャラクターみくちゃんのデザイン及び着ぐるみ(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第 2 条 キャラクターに関する権利は、市に帰属する。

(使用の申請)

第 3 条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめキャラクター使用許可申請書(様式第 1 号)に必要書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市又は市の職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (3) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の許可)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクター使用許可通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、第 3 条の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクター使用不許可通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 特定の政党、思想又は宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とする等独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、許可することが不適當であると市長が認めるとき。

(使用者の遵守事項)

第 6 条 キャラクターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用目的にのみ使用すること。

- (2) 定められた色、形を正しく使用し、デザインの改変その他の応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) キャラクターを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 当該使用に係る物件に、大和高田市マスコットキャラクターみくちゃんと明記すること。
- (5) 当該使用に係る物件の完成見本を事前に市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって完成見本の提出に代えることができる。

一部改正〔平成22年告示90号〕

(許可内容の変更)

第7条 使用者は、許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用変更許可申請書（[様式第4号](#)）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときはキャラクター使用変更許可通知書（[様式第5号](#)）により、認めないときはキャラクター使用変更不許可通知書（[様式第6号](#)）により使用者に通知するものとする。
(違反等に対する取扱い)

第8条 市長は、使用者がこの告示に違反したときは、キャラクター使用許可取消し通知書（[様式第7号](#)）によりその許可を取り消すことができる。

- 2 市は、前項の規定による許可の取消しにより使用者に損害が生じても賠償する責を一切負わない。
(原状回復)

第9条 使用者は、キャラクター（着ぐるみに限る。）を汚損したときは、当該使用者の負担により、原状に復さなければならない。

(市の責任)

第10条 市は、キャラクターの使用により使用者が被害を被ったとき、又は使用者が第三者に被害を与えたときは、その責を一切負わない。

(使用料)

第11条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成22年6月18日告示第90号)

この告示は、告示の日から施行する。